

第 20 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 51 年足立区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

足立区立湊江第一学童保育室	東京都足立区保木間三丁目 27 番 1 号
---------------	-----------------------

」

を

「

足立区立湊江第一学童保育室	東京都足立区保木間三丁目 27 番 1 号
足立区立湊江第一ビリーブ学童保育室	

」

に、

「

足立区立みどり学童保育室	東京都足立区扇三丁目 22 番 1 号
--------------	---------------------

」

を

「

足立区立みどり学童保育室	東京都足立区扇三丁目 22 番 1 号
足立区立みどり第二学童保育室	

」

に改める。

付 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

渕江第一ビリーブ学童保育室及びみどり第二学童保育室を新設する必要があるので、この条例案を提出いたします。